

## 新行動計画の体系について

## 1. 体系の考え方

本計画の体系は、基本目標とそれを達成するために行うべき施策の方向と取り組むべき施策を示すものとする。

## (1) 基本目標

条例を具現化し、本市の課題に対応したもの

## (2) 施策の方向

基本目標を達成するために行うべき本市の抱える課題に対応した推進すべき内容

## (3) 取り組むべき施策

施策の方向の具体的な取組

## 2. 施策の方向について

(別紙1のとおり)

**基本目標** 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

**施策の方向1** 男女平等意識の啓発に努める

男性優位の固定的な役割分担意識を改めるための啓発事業を推進する。

**施策の方向2** 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

子どもの時から高齢期にいたるまで、様々な教育の場で、性別にとらわれない教育・学習を推進する。

**施策の方向3** 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶に努める

性別による権利侵害の解消に努め、DV・セクシュアル・ハラスメント等の根絶と相談事業を充実する。

**施策の方向4** 生涯を通じた男女の健康を支援する

性と生殖に関する健康と権利についての啓発を行うとともに、適切な自己判断ができるよう情報を充実し、生涯にわたり身体的、精神的、社会的にも良好な健康支援のための事業を充実する。

**施策の方向5** 国際的視野をもつ男女共同参画の促進に努める

グローバル化や情報化が進む中、国際社会においても多様性を認め合いながら共存していく意識づくりをする。

**基本目標** あらゆる分野における男女共同参画の促進

**施策の方向6** 地域社会における男女共同参画の促進に努める

女性の地域などでの社会参加を促し、能力発揮する機会の確保に努める。

**施策の方向7** 政策・方針決定過程への女性の参画促進に努める

男女が対等な立場で共に地域や政策・方針決定の場に参画する機会を確保する。

**施策の方向8** 女性の人材の発掘と育成に努める

女性が地域や政策・方針決定の場に参画できるよう、女性の能力開発やリーダー養成に努める。

**基本目標** 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

**施策の方向9** 家庭生活とその他の活動の両立支援に努める

男女がともに、家庭生活とそれ以外の活動が安心して両立できるよう、社会的な環境の整備に努める。

**施策の方向10** 就業の分野における環境の整備を促進する

男女がともに、働き続けられ、対等なパートナーとして参画できる環境づくりの促進に努める。

**施策の方向11** 高齢社会における生活環境の整備に努める

高齢期における男女が、尊厳を持ちつつ、自立した生活ができる環境を整備するとともに、家族の介護負担を軽減するよう努める。

**施策の方向12** ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める

ひとり親家庭や障害をもつ男女の、自立のための生活基盤の整備と生きがい対策を推進する。

**施策の方向13** 市民団体との連携、活動の支援をおこなう

市民や市民団体の自主的な活動を支援する。

### 3. 推進体制について

男女共同参画を推進する体制の整備・充実に向けて、総合的な推進体制を充実する。

## 重点的に取組む施策について

## 1. 重点的に取組む施策・事業の選定の考え方

基本目標を達成するため、本市の抱える課題の解決に対し実効性があり、市民のニーズが高く早期の取組が求められているもの、又は男女共同参画の推進に直接的にかかわり先導性の高いものに重点的に取組むものとする。

また、重点事業についてはその効果を明らかにするために、進捗状況を可能な限り定量的に把握し、事業の課題や方向等を管理するものとする。

## 2. 重点施策・事業

**基本目標** 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

施策の方向	重点施策・事業(案)	所管課
1 男女平等意識の啓発に努める	<p>男性優位の固定的な役割分担意識を改めるため、繰り返し啓発する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点からのガイドラインの活用</li> <li>・男女共同参画推進月間の実施</li> <li>・成人を対象とした講座の開催</li> <li>・</li> </ul>	<p>広報広聴課 男女共同参画課 生涯学習課</p>
2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する	<p>子どもの時から、性別にとらわれない教育・学習の推進が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動推進事業</li> </ul>	<p>生涯学習課 健康課 児童福祉課</p>
3 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶に努める	<p>DV やセクシュアル・ハラスメントなどの権利侵害の解消と被害者への相談等適切な対応が急務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための相談機能の充実のうち相談マニュアルの作成</li> <li>・女性のための相談機能の充実のうち自立支援事業</li> <li>・ドメスティックバイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援</li> <li>・女性に対する暴力相談ネットワークの構築</li> <li>・</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
4 生涯を通じた男女の健康を支援する	<p>若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加傾向に歯止めをかけるため、学校のみならず、職域などへの働きかけが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性と健康に関する健康教育</li> <li>・性教育サポート事業</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>健康課 学校教育課</p>

**基本目標** あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向	重点施策・事業(案)	所管課
6 地域社会における男女共同参画の促進に努める	<p>さまざまな社会活動へ自主的な参加を促すとともに、活躍の機会を展開する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動サポートセンターの運営充実</li> <li>・保健と福祉ボランティア活動支援</li> <li>・</li> </ul>	<p>自治振興課 高齡障害福祉課 保健予防課</p>
7 政策・方針決定過程への女性の参画促進に努める	<p>男女が対等な立場で政策・方針決定過程に参画する機会が確保される必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会委員等への女性の登用の促進</li> <li>・農村女性の各種委員会委員等への登用の促進</li> <li>・家族経営協定締結の促進</li> <li>・</li> </ul>	<p>行政経営課 農業委員会事務局</p>
8 女性の人材の発掘と育成に努める	<p>男女が対等な立場で参画するためには、積極的な女性の能力開発やリーダー養成が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の育成と起業家支援</li> <li>・地域リーダー研修講座の充実</li> <li>・女性の人材情報の整備</li> </ul>	<p>工業課 農林振興課 男女共同参画課</p>

**基本目標** 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

施策の方向	重点施策・事業(案)	所管課
9 家庭生活とその他の活動の両立支援に努める	<p>安心して家庭生活とその他の活動を両立するため、柔軟で多様な子育て・介護サービスの充実が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健福祉サービス提供体制の整備</li> <li>・多様な保育サービスの提供</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業</li> <li>・</li> </ul>	<p>保健福祉総務課 児童福祉課 男女共同参画課</p>
10 就業の分野における環境の整備を促進する	<p>働く男女が家族的な責任を果たすため、育児・介護休業制度の利用を促す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者向けガイドブックの発行・配付による啓発</li> <li>・男女共同参画が進んでいる事業所の表彰の検討</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>工業課 男女共同参画課</p>

施策の方向	重点施策・事業(案)	所管課
1 1 高齢社会における生活環境の整備に努める	<p>高齢者が尊厳と生きがいを持って、社会参加できる環境を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい対応型デイサービス事業</li> <li>・高齢者外出支援事業</li> <li>・</li> </ul>	高齢障害福祉課
1 2 ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める	<p>ひとり親家庭の親等に対する継続的な生活の安定のため、自立の促進を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子家庭及び寡婦の就労支援</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	児童福祉課
1 3 市民団体との連携、活動の支援をおこなう	<p>自らが地域に入って啓発などを行う担い手を組織し、市と連携・協力し合って活発な活動を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市地域推進員制度の設立及び活動支援</li> <li>・</li> </ul>	男女共同参画課